

第19回 香川県新型コロナウイルス対策本部会議  
第3回 香川県経済・雇用対策本部会議 議事概要

日時 令和2年6月22日(月) 8:30~8:45

場所 県庁本館12階大会議室

議題1 「新型コロナウイルス感染症対策(令和2年度6月補正予算(案))について」

政策部長から資料に沿って説明

本部長発言

「感染予防対策期」に移行した本県において、これからは感染防止に必要な対策を講じながら、県民の皆様のご生活や県内経済を回復するために必要な対策を、タイミングよく、力強く講じていくことが求められている。

こうした観点から、先週、補正予算案を議会へ送付したところではあるが、これまでの補正予算を大きく上回る追加の補正予算案を編成して、「感染拡大防止と医療提供体制の整備」に引き続き取り組むとともに、「雇用の維持・事業の継続」、「県民の生活支援」、「地域経済の回復・活性化」にも重点配分している。

また、「学校の再開」や「感染症に強い社会づくり」の取り組みも、時期を踏まえ、実施が今求められているものを新たに盛り込んだ。

今後、各部局においては、予算案議決後は早期に効果が発現するよう、速やかな執行に留意するとともに、これまでの対策については効果を検証しつつ、引き続き本県にとって必要な対策、取り組みを検討していただきたい。

この補正予算議案は、本日、県議会に追加提案するが、あわせて、知事、副知事及び教育長の給与のカットについても、本日、県議会に条例改正議案を追加提案する。

具体的には、令和2年7月から年末(令和2年12月末)までの半年間、

知事の給料の20%、副知事の給料の10%、教育長の給料の8%をそれぞれ減額する。

私としては、県内経済の回復に向け、社会経済活動を活性化していく上で、今回の追加の経済対策を行うのにあわせ、県民の皆様のご御労苦を共有しながら、感染拡大防止策に寄与したいと考えたものである。

いずれにしても、新型コロナウイルス感染症対策は、今後も気を緩めることなく、適切に対応していく必要がある。

これまで、県民の皆様には外出の自粛等を、事業者の皆様には休業要請等にご協力いただき、ひとまず、本県における新型コロナウイルス感染症の感染拡大の大きな波を収束の方向に向かわせることができたが、今後も、第2波、第3波に備えた長丁場の取り組みが必要である。私としては、県民の皆様のご生命と健康、経済・雇用を守るため、引き続き、新型コロナウイルス感染症との闘いに全力で取り組んでまいりたいと考えているので、県民の皆様のご理解とご協力をお願いする。

## 議題2「感染予防対策期における地域の祭り等の開催にかかる留意事項等について」

### 本部長（知事）から資料に沿って説明

感染予防対策期（令和2年6月1日以降）における地域の祭り等の開催については、6月1日の本部会議にてお示しした、別紙「催物（イベント等）の開催制限の段階的緩和の当面の方針について」のとおり、「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは開催可能」としていているところである。

その後、私が各市町長を訪問し、こうしたイベントの開催基準のほか、感染予防対策期における対策について、意見交換を実施したところ、その際、特に、毎年実施している地域の祭りや行事が、この度のイベントの開催基準に照らして、今年度は開催できるのか検討中であるが、実施の可否の判断が難しいとの意見があったことから、この度、地域の祭り等にかかる留意事項を作成しお示しすることとした。

1つ目として、「特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるもの」の解釈について、「特定の地域」とは、基本的には市町単位であり、最大でも県内からの来場を上限とするものであること、また、「人数を管理できるもの」とは、これまでの開催実績等から参加者をおおよそ把握することができ、かつ、人と人との距離を十分に（できるだけ2メートル）確保できるよう参加人数を管理できるものであることを示したものである。

2つ目として、「感染防止策の徹底」について、発熱や感冒症状がある者の参加自粛、三密回避、行事の前後における三密の生ずる交流の自粛、手指の消毒、マスクの着用等の適切な感染防止策を講じていただきたい。また、屋台、露店等を出店する事業者に対しても、従業員の体調確認、発熱や感冒症状がある者の従事制限、客の列間隔の確保、手指の消毒、マスクの着用、手や口が触れるようなものの洗浄・消毒、対面時の飛沫防止等の適切な感染防止策の徹底を図るよう周知していただきたい。

3つ目として、「太鼓台等の運行及び獅子舞の演舞等」について、神賑行事としての太鼓台、ちょうさ、だんじり等の運行及び獅子舞の演舞等においても、上記1及び2について十分に留意していただきたい。特に、太鼓台等を大勢でかきあげるなどの行為は、密集・密接が避けられないことから、上記1及び2に対応することが困難な場合は、本年の実施を控えることも含めて、慎重に検討していただきたい。また、獅子舞について、本年の実施に当たっては、油単をかぶった状態での演者どうしの密接をできるだけ避けるよう、演舞時間の短縮や演舞方法の見直し、工夫について検討していただきたい。

以上、申し上げた留意事項を踏まえ、適切にご判断いただきたい。

次に、先週開催された、政府の新型コロナウイルス感染症対策本部において、6月19日（金）から、スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ」の利用が開始されることとなった。

このアプリは、利用者ご本人の同意を前提に、スマートフォンの近接通信機能（ブルートゥース）を利用して、お互いに分からないようプライバシーを確保して、新型コロナウイルス感染症の陽性者と接触した可能性について、通知を受けることができるアプリである。

利用者は、陽性者と接触した可能性が分かることで、検査の受診など保健所のサポートを早く

受けることができ、利用が増えることで、感染拡大の防止につながることを期待される。

このアプリのインストールや詳しい情報については、厚生労働省ホームページ等で確認いただき、ご活用いただければと思う。

#### **本部長発言**

各部局におかれては、引き続き気を緩めることなく、県民生活の安全・安心の確保を図るため、スピード感をもって対応に当たっていただきたい。